

富士市勤労者教育資金利子補給制度のご利用要件

《 令和6年4月1日現在 》

1. ご利用いただけるお客様

【下記の全ての条件を満たす勤労者（原則事業主に雇用されている方）が対象となります。】

- 富士市の住民基本台帳に記載があり、引き続き1年以上居住している方（住民票の写しの提出要）。
- 市税の完納者である方（市税完納証明書の提出要）。
- 前年の所得金額が1,000万円以下の方（所得証明書等の提出要）。
- 〈ろうきん〉が指定する保証機関の保証が受けられる方。

2. ご利用の対象となる費用及び条件

勤労者またはその2親等以内の親族が、大学など（大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校の高等部、専門学校、6ヶ月以上の外国留学など〔注：中学校・予備校は含まない〕）への進学時、または在学中における教育に充てる資金。

※審査の結果、ご希望に添えかねることもありますので、あらかじめご了承ください。

※その他条件は、ろうきん教育ローンに準じます。

3. 利子補給の内容

- 補給対象 融資を受けた額の内、300万円以下の金額に係る利子
- 補給期間 5年以内（元金据置期間を除く）
- 対象の商品 ろうきん教育ローン
- 補給金の交付 お客様が支払った利子のうち年0.8%分を上期分（4月1日から9月30日まで）と下期分（10月1日から3月31日まで）とし、年2回それぞれ5月末・11月末までに〈ろうきん〉お取引口座に振込みます。

4. 必要書類

- 市税完納証明書（富士市収納課にて取得ください）
- 所得が1,000万円以下であることがわかるもの（所得証明書・源泉徴収票など。所得証明書は富士市収納課、またはコンビニエンスストア等にて取得ください）。
- 住民票（富士市市民課、またはコンビニエンスストア等にて取得ください）
※その他〈ろうきん〉が指定する書類（詳しくはお問合せください）。

5. その他

- 利子補給制度の対象となる方が市外へ転出した場合など、市で定める交付の条件に該当しなくなった場合に利子補給金の交付が途中で切り上げになる場合があります。
- 市への申請手続きを静岡県労働金庫に委任する委任状と、市が利子補給制度ご利用者様の個人情報を確認することへの同意が必要となります。
- 教育ローンに関する詳しい説明書は〈ろうきん〉店頭にご用意しています。
- 返済額試算は〈ろうきん〉営業店窓口またはホームページで入手いただけます。